

吹田市一部損壊等住宅修繕支援制度について

制度実施期間を延長しました

(令和2年(2020年)3月31日までに工事が完了する方が対象)

令和元年(2019年)6月28日(金)までに手続きが必要です
詳しくはお問い合わせください!

吹田市では、平成30年(2018年)6月18日に発生した大阪府北部地震及び平成30年台風21号により一部損壊以上の被災した住宅の所有者に対し、被災した部分の修繕にかかる費用を支援する制度を実施しています。

【支援対象】

- ・大阪府北部地震及び台風21号により被災した市内にある住宅(戸建住宅、共同住宅等)の個人所有者(市内、市外の在住は問いません。)
- ・共有名義の所有者は、代表者1名のみ
- ・法人の所有者や、店舗・倉庫・車庫等のほか空家は、対象外となります。

【支援額】

住宅の修繕に要した費用(消費税及び地方消費税を含む)が、

50万円以上の場合、 **5万円**

30万円以上50万円未満の場合、 **3万円**

を支給します。 一棟の住宅につき一回限り

【支給対象となる修繕工事】

- ・屋根、外壁、基礎、建具、天井、内壁、床、設備の破損個所の修繕費用
- 令和2年(2020年)3月31日(火)までに修繕工事が完了するもの

【支給対象とならない修繕工事】

- ・工作物(ブロック塀、カーポート等外構部分)や、動産(家具、家電製品、自動車)などの修繕費用

【申請方法】

令和元年(2019年)6月28日までに工事が完了する方

- 修繕工事完了後、すぐに申請書類を提出してください。

必要書類

- 吹田市一部損壊等住宅修繕支援金支給申請書兼口座振込依頼書
(押印、捨印が必要です。スタンプ印は不可)
- り災証明書の写し
- 修繕箇所の施工前、完了後の写真
- 修繕工事の内訳や明細のわかる書類の写し
- 領収書の写し(法人名義は不可)
- 通帳など振込先口座が確認できる書類の写し
- 申請者が所有者でない場合、届出書
- 免許証など本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証等)、郵送される場合はその写し

令和元年(2019年)6月28日において工事中または工事着手予定で 令和2年(2020年)3月31日までに工事が完了する方

- ① 令和元年(2019年)6月28日までに「住宅修繕工事未完了**仮申請**用」の書類を提出してください
- ② 工事完了後、すみやかに工事完了報告書を提出してください。

①で必要な書類(仮申請)

- 吹田市一部損壊等住宅修繕支援金支給申請書兼口座振込依頼書(住宅修繕工事未完了**仮申請**用)
(押印、捨印が必要です。スタンプ印は不可)
- り災証明書の写し
- 修繕箇所の施工前の写真
- 修繕工事の見積書
- 通帳など振込先口座が確認できる書類の写し
- 申請者が所有者でない場合、届出書
- 免許証など本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証等)、郵送される場合はその写し

②で必要な書類(工事完了後)

- 吹田市一部損壊等住宅修繕支援制度工事完了報告書(仮申請に関する完了報告)
(押印、捨印が必要です。スタンプ印は不可)
- 修繕工事完了後の写真
- 領収書等の写し(法人名義は不可)
- **仮申請**時に添付した見積書と支払金額が異なる場合は、工事の内訳が分かる書類の写し

申請書の受付期間

- 窓口へ提出される場合
令和元年(2019年)6月28日(金)まで
- 郵送で提出される場合
令和元年(2019年)6月30日(日)消印有効

(注意) 修繕工事が完了(区分所有建物で共有部分と合算した場合は、全ての修繕工
事の完了後)し、領収書等により精算されたことが確認後、支援金を支給します。

【受付相談窓口】

吹田市役所本庁舎 低層棟3階 住宅政策室(住宅修繕支援担当窓口)

平日 午前9時から午後5時30分まで

電話06-6384-1927

【郵送宛先】

郵便番号 564-8550

住所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

宛名 吹田市役所住宅政策室 住宅修繕支援担当窓口

※下記の書類は、吹田市のホームページからダウンロードできます。ご利用ください。

- 吹田市一部損壊等住宅修繕支援金支給申請書兼口座振込依頼書
- 届出書(所有者以外が、支給申請をする場合)
- 委任状(代理人が、支給申請をする場合)
- 申出書(専有部分のみで支給申請をする場合)
- 吹田市一部損壊等住宅修繕支援金支給申請書兼口座振込依頼書
(住宅修繕工事未完了**仮申請**用)
- 吹田市一部損壊等住宅修繕完了報告書(**仮申請**に関する完了報告)

<http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-toshikeikaku/jutaku.html>